

海上における船舶ための共通通信システムの在り方及び  
普及促進に関する検討会 第2回会合 議事要旨（案）

- 1 日時 平成 20 年 7 月 23 日（水）10:00～12:00
- 2 場所 中央合同庁舎 7 号館 13 階 1317 共用会議室
- 3 出席者
  - (1) 構成員（敬称略）

三木 哲也（座長）、林 尚吾（座長代理）、鈴木 務、秋田 務、  
市村 隆紀（代理）、稲垣 好人（代理）、大久保 隆洋（代理）、  
狩俣 恭太郎（代理）、桑原 和栄、小坂 智規、児玉 萬平、  
斎藤 春夫（代理）、清水 偉行（代理）、杉浦 毅（代理）、釣谷 康、  
中村 勝英、増田 正司、宮内 勝、宮崎 勝、森 雅人、山本 廣（代理）、  
竜崎 哲、渡辺 悟
  - (2) 事務局  
桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、  
鳥巢衛星移動通信課長、新田企画官、成瀬課長補佐、濱崎電波監視官
- 4 議題
  - (1) 検討会の検討事項と検討の経緯等について
  - (2) 中間取りまとめ案について
  - (3) 今後の予定について
  - (4) その他
- 5 議事概要

構成員から主に次のような意見が出された。

  - (1) 資料海共 2-4「中間取りまとめ案（要約）」について
    - ・資料 2-4 の位置づけは。報道発表で用いるものか。（座長）  
→直接用いるものではないが、本会合で構成員からの指摘を踏まえた表現については、適宜取りまとめ概要において使用する。（事務局）
    - ・要約において、若干専門的な用語（国際 VHF、AIS、DSC、ch 16 のマスキング等）が含まれているが、これらについての脚注説明を加える必要あり。（漁業無線関係）
    - ・その他、次のような意見がそれぞれ出された。

指摘箇所	意見	取扱い
p. 1 3	「共通言語は英語」と言えるのか。中間取りまとめ本文の対応。(プレジャーボート関係)	P. 61 4(1)エに対応。
p. 2 4(6)	「到達距離は 12 マイル程度で十分」とするのは難しい。(プレジャーボート関係)	取りまとめ案 p. 43 1-1(3)に対応。 十分な到達距離については整合をはかる。
p. 2 5(2)	「遭難・緊急・安全」にあえて絞る必要性は何か。(通信機メーカー)	電波法上の定義ではない。内容的な「遭難・緊急・安全」用途であり、表現を調整する。
p. 1 2	「「トレモリノス条約議定書」が近年中に発行される見込み」とされる根拠を示していただきたい。(関係省庁)	「近年中」の表現を変更。
p. 2 5	「(特に船舶共通通信システムについて)」とした意味が不明。(海難防止関係)	削除。
p. 2 5(1)	「必ずしも通話することにこだわらない」の意味合いは何であったか。(海難防止関係)	ボタン1つで可能な通信も考慮しての表現。 現状維持。
p. 3	図との関連性が分かりづらい。 (海難防止関係)	関連性が分かりづらいということであれば削除。
p. 2 6(5)	(1)から(4)でも十分な検討事項であるので、「さらに、技術的には、海上通信の高度化と・・・」は必要ないのでは。 (通信機メーカー)	既存の設備を活用した共通通信システムの検討に対し、新規の設備を活用した共通通信システムの検討も必要であることから現状維持。
p. 1 2	「昨今の携帯電話通信網の充実により携帯電話への移行が進んでいるものの」との表現は伝わりづらい。(漁船関係)	「携帯電話への移行が進んでいる一方」に変更。

## (2) 資料海共 2-5「中間取りまとめ案」について

・ P86 図 7-2 について図の位置づけは何か。前後文との関連性が分かりづらい。(海難防止関係)

→海上通信における共通通信システムそのものではないが、共通通信システムを検討する上で、新たな通信システムをも考慮する必要があると思われることからメーカーSWG資料より抜粋しているもの。図の内容と前後分の関連性が明確になるよう調整。(事務局)

→図 7-2 は p58-59 の評価結果に即していないように思われる。(漁船関係)

- 小型船舶に搭載する無線機器として具体的なタイムスケジュールが掲載されているのには同意しかねる。(漁船関係)
- 図 7-2 はメーカーSWGにおいて検討した事項で、仮に導入する場合にどのくらいの時間を要するか、技術的ハードルを示したもの。(SWG主査)

### (3) その他

- ・検討にあたり、「共通」の認識を一致させる必要性あり。(異種船舶間すべてを網羅するものを共通とするのかなど)(アドバイザー)
- ・「通信」形態の認識を確認する必要あり。(音声通信、データ通信など)(アドバイザー)
- ・新規のシステムについても本検討会において検討されるべき。(アドバイザー)
  
- ・ユーザーの立場から、無線局の定期検査について要望あり。船舶に係る定期検査は無線局の定期検査以外にも各種検査があるところ、できればそれらの検査を一括に行ってほしい。また、携帯型の無線機器については、中を開けて触るようなこともないので検査を省略してほしい。(プレジャーボート関係)
- ご意見については、どのような形で盛り込むか審査、検討行いたい。(事務局)
- 登録手続や検査手続についてはユーザーの負担を大きくしないように検討している。各種検査の一括化については関係省庁との打合せを行っていきたい。(関係省庁)

【配付資料】

- 資料海共 2-1 海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会 構成員名簿
- 資料海共 2-2 海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会第1回会合議事要旨（案）
- 資料海共 2-3 「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」における検討事項と検討の経緯等
- 資料海共 2-4 「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」中間取りまとめ案（要約）
- 資料海共 2-5 「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」中間取りまとめ案
- 参考海共 2-1 「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」中間取りまとめ案に対する意見募集報道資料案
- 参考海共 2-2 報告書参考資料案